

コロナ感染発生に関して申し入れる。 職場における感染予防対策の強化を！ 「全員の検温」「自宅待機」の実施を！

12月8日、サービック新大阪第二事業所社員が、新型コロナウイルスに感染したことが判明しました。

現在、新型コロナウイルスの感染状況は非常に厳しいものとなっていて、誰が感染してもおかしくない状態です。

この厳しい状況において、新型コロナウイルス感染予防対策はさらに強化しなければなりません。まして、新型コロナウイルスの感染者が発生したことを考慮すれば、サービックとして早急に出来る対策をすべて講じなければなりません。

12月16日、J R 東海労関西地本は、以下のようにサービック本社に対して申し入れを行いました。申し入れた同日（16日）に、全員の検温を延期していた第二事業所において、18日から全員の検温を実施する旨の掲示が掲出されました。

社員の新型コロナウイルス感染に関する緊急申し入れ

1. 全事業所において、検温を実施すること。特に、全員の検温を延期している第二事業所については早急に実施すること。
2. 全事業所において、自宅待機を実施すること。
3. 社員が新型コロナウイルスに感染した時の社員への周知（概況、対策等）は、社員が安心して納得出来るように速やかに行うこと。
4. 職場の掲示に「当社社員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生しており、本日、新たな感染者についてはHP等で公開される予定です」と記載されているが、HP等の詳細を明らかにすること。
5. 新型コロナウイルスに感染した当該社員に対する職場復帰後のフォローをしっかりととること。また、当該社員が職場に復帰するまでの賃金は100%補償すること。

